(3)　当該第一号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号ハに定める額に該当しなくなった場合

ロ　第二号授業料等減免対象者　当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当しなくなった場合

七　第二号授業料等減免対象者が公示対象学部等に在学しなくなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）。

八　確認大学等の設置者の定める日までに第十三条第三項の規定により提出を求められた書類をその在学する確認大学等の設置者に提出しないとき。

九　確認大学等の設置者の定める日までに第十四条の二の規定による届出をその在学する確認大学等の設置者に対し行わないとき。

十　前九号に掲げる場合のほか、減免認定又は減免変更認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

2　前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一　前項第一号又は同項第二号に該当する者　日本国籍を有することとなったとき又は第九条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。

二～五　［略］

［ロを加える。］

七　公示対象学部等に在学しなくなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である者（第十条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）に限る。）。

八　確認大学等の定める日までに第十三条第三項の規定により提出を求められた書類をその在学する確認大学等に提出しないとき。

九　確認大学等の定める日までに第十四条の二の規定による届出をその在学する確認大学等に対し行わないとき。

十　前九号に掲げる場合のほか、授業料等減免対象者としての認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

2　前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

一　前項第一号又は同項第二号に該当する者　日本国籍を有することとなったとき又は第九条第三項各号のいずれかに該当することとなったとき。

二～五　［同上］

六　前項第六号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなったとき。

イ　第一号授業料等減免対象者　次に掲げる場合のいずれにも該当する場合

(1)　当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当することとなった場合

(2)　当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上となった場合

(3)　当該第一号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号ハに定める額に該当することとなった場合

ロ　第二号授業料等減免対象者　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

(1)　当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当することとなった場合

(2)　公示対象学部等に在学することとなった場合（当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る

六　前項第六号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき又は公示対象学部に在学することとなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）。

［イを加える。］

［ロを加える。］